資料 1

建設常任委員会資料令和5年2月27日

第361回兵庫県議会提出議案審査参考資料

【企業庁関係付託議案】

		(頁)
(令和4年度関係	(5)	
第137号議案	令和4年度兵庫県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)・・・・・	• 2
第138号議案	令和4年度兵庫県工業用水道事業会計補正予算(第2号)・・・・・・	• 2
第139号議案	令和4年度兵庫県水源開発事業会計補正予算(第1号)・・・・・・・	• 2
第140号議案	令和4年度兵庫県地域整備事業会計補正予算(第2号)・・・・・・・	• 2
第141号議案	令和4年度兵庫県企業資産運用事業会計補正予算(第2号)・・・・・	• 2
第142号議案	令和4年度兵庫県地域創生整備事業会計補正予算(第2号)・・・・・	• 2

企 業 庁

企業庁 令和4年度 2月補正予算の概要

(単位:千円)

						(単位:千円)
会計		予算 区分	令和4年度 現計予算額	令和4年度 補正後予算額	補正額	主な増減
水	収益的	収入	15, 721, 748	15, 749, 432	27, 684	営業外収益の増(長期前受金戻入の増等) +35,49
道 用	無的	支出	14, 320, 242	14, 344, 289	24, 047	営業費用の増(動力費・薬品費の増) +31,93
用 水	収支	差引	1, 401, 506	1, 405, 143	3, 637	
供	資		384, 980	384, 986		
給事	本					
事	的収		5, 197, 914	4, 999, 905		国庫補助金返還金の減 △ 206,99
業	支	_	$\triangle 4, 812, 934$	$\triangle 4,614,919$	198, 015	
エ	収益	収入	4, 082, 812	4, 083, 767	955	営業外収益の増(長期前受金戻入の増等) +63
業	益的原	支出	3, 506, 866	3, 524, 768	17, 902	営業費用の増(動力費の増等) +17,34
用	収支	差引	575, 946	558, 999	△16, 947	
水道	資		20	120	100	固定資産売却代金の増 +10
事	本的	支出	1, 477, 044	1, 394, 847		建設改良費の減 △ 82,19
事業	収支		$\triangle 1, 477, 024$	$\triangle 1,394,727$	82, 297	
水	資	_				如人司禄中人の道
源	本		32, 965	79, 369		
開	的収		32, 965	79, 369	46, 404	建設改良費の増(糀屋ダム維持管理経費の増) +46,40
発	支		0	0	0	
		収入	5, 410, 581	4, 993, 783	△416, 798	営業収益の減 △ 421,98
	収	1270	0, 410, 501	4, 333, 103	<u> </u>	(うち土地売却収益の減) (△266,076
	益					営業費用の増 +86,37
地 域	的収	支出	4, 696, 394	4, 782, 800	86, 406	
域整	収支	7.	1, 000, 001	1, 102, 000	33, 133	(うち売却地の地価下落影響分) (+352,843
雅備		差引	714 107	010 000	△503, 204	
事業	H		714, 187	210, 983		
業	資	収入	2, 834, 598	2, 875, 946	41, 348	諸収入の増 +41,84
	本的	支出	5, 482, 000	12, 997, 991	7, 515, 991	地域整備費の増 +7,515,99
	収支	Д	0, 102, 000	12,001,001	7, 313, 331	(うち尼崎長期未払金償還金) (+8,134,297
		差引	$\triangle 2,647,402$	$\triangle 10, 122, 045$	△7, 474, 643	
企	収益的収支	収入	1, 351, 729	1, 452, 859	101, 130	メガソーラー売電収入の実績増 +94,84
企業資	盆的	支出	1, 284, 208	1, 259, 544	△24, 664	営業費用の減(委託料等の減) △ 35,69
))))	収支	差引		193, 315	125, 794	
運	資	ロマス	205, 322	205, 322	0	
用	本的	支出	50, 400	50, 336	^ 64	
用事業	収					建設改良費の減 △ 6
来	支	差引	154, 922	154, 986	64	
		収入	1, 723, 539	3, 219, 043	1, 495, 504	ひょうご小野産業団地整備事業 +1,448,50
	収益的		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		, ,	(うち土地売却収益の増) (+1,448,710
地	的四	支出	868, 976	1,685,111	816, 135	ひょうご小野産業団地整備事業 +817,50
坂台	収支	ХШ	000, 970	1, 005, 111	010, 133	(うち土地売却原価の増) (+784,169
地域創生整備事業		差引	854, 563	1, 533, 932	679, 369	
整整						次世代型産業団地整備事業 △ 350,80
備	資	収入	589, 503	266, 541	△322, 962	(うち企業債の減) (△350,800
争坐	資本的					次世代型産業団地整備事業 △ 109,76
*	収	支出	654, 538	583, 613	△70, 925	
	支		^ CE _ ^ CE	A 017 070	A 050 007	(うち整備費の減) (△109, 761
		差引	△65, 035	△317, 072	△252, 037	
	収益的	収入	28, 290, 409	29, 498, 884	1, 208, 475	ナ。目にする。
	的原	支出	24, 676, 686	25, 596, 512	919, 826	を見込む ② 5会計合計の黒字額は約39億円の見込み
合	収支	差引	3, 613, 723	3, 902, 372	288, 649	(現計予算+8.0%の増)
計	資		4, 047, 388	3, 812, 284	△235, 104	
1	本的					
	収		12, 894, 861	20, 106, 061	7, 211, 200	Were the following the control of the property of the control of t
	支	差引	$\triangle 8, 847, 473$	$\triangle 16, 293, 777$	△ /, 446, 304	資本的収支の不足額は、内部留保資金で補填

第361回兵庫県議会提出議案審査参考資料

(令和4年度関係)	
第122号議案	令和4年度兵庫県一般会計補正予算(第4号)中 ・・・・・・・・・3
	第1表 歲出関係部分
	第2表 関係部分
第124号議案	令和4年度兵庫県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
第125号議案	令和4年度兵庫県公共事業用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)中 関係部分
第143号議案	令和4年度兵庫県流域下水道事業会計補正予算(第2号)
第147号議案	法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する
	条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・・・・・5
第157号議案	主要地方道加古川小野線東播磨道北工区下村第5高架橋上部工事請負契約
	の変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第158号議案	一般国道 178 号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル(仮称)建設工事(東工区)
	請負契約の変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第159号議案	一般国道 178 号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル(仮称)建設工事(西工区)
	請負契約の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第160号議案	一般県道松尾青野ヶ原停車場線大門橋橋梁上部工工事請負契約の変更・・・・・9
第161号議案	主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道 175 号AB-1ランプ橋上部
	工事請負契約の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第162号議案	主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道 175 号Dランプ橋上部工事請負
	契約の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第163号議案	主要地方道加古川小野線東播磨道北工区室山高架橋上部工事請負契約の変更・・12
第164号議案	主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第2高架橋上部工事請負契約の変更・・13
第165号議案	一般国道 178 号浜坂道路Ⅱ期新釜屋トンネル(仮称)建設工事請負契約の変更・・14
第166号議案	一般県道明石高砂線相生橋上部工拡幅工事請負契約の変更・・・・・・・・15
第167号議案	二級河川東川水系津門川地下貯留管他整備工事請負契約の変更・・・・・・16
第169号議案	都市計画道路国道2号線加古川橋加古川橋上部工工事請負契約の締結・・・・・17
第170号議案	主要地方道加古川小野線東播磨道北工区樫山高架橋上部工事請負契約の締結・・18
報第3号	専決処分の承認・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
/A	
(令和5年度関係)	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
第40号議案	流域下水道事業についての市町負担額の決定・・・・・・・・・・・・・・21
第 5 7 号議案	公の施設の指定管理者の指定(尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設)・・・・・22
第 5 8 号議案	公の施設の指定管理者の指定(東播磨港小型船舶係留施設)・・・・・・・22
第 5 9 号議案	公の施設の指定管理者の指定(相生港那波旅客来訪船舶桟橋)・・・・・・23
第 60 号議案	公の施設の指定管理者の指定(津名港志筑来訪船舶桟橋)・・・・・・・・23

土木部

令和4年度2月補正予算概要

令和4年度2月補正予算について[土木部]

1 補正予算の規模

(単位:千円)

	区分			既定予算額 A	今回補正額 B	合計 A+B
_	般	会	計	158, 980, 095	△ 12, 843, 232	146, 136, 863
	港湾整	と 備	事 業	5, 457, 537	△ 87, 633	5, 369, 904
	公共事業用	地先行]	取得事業	21, 457	7, 488, 361	7, 509, 818
	特別	会計 書	计	5, 478, 994	7, 400, 728	12, 879, 722
流	域下水流	道事	業 会 計	44, 439, 977	4, 480, 033	48, 920, 010
	合	計		208, 899, 066	△ 962, 471	207, 936, 595

2 補正予算の主なもの

(単位:千円)

	事業名	今回補正額	内容
1	公共事業費	601, 965	当初予算分に係る公共事業の実績増 (60,413,000 → 61,014,965)
	うち道路の除雪対策	529, 438	県北部を中心とする豪雪状況を踏まえ、 道路の除雪対策を追加で実施 (300,000 → 829,438)
2	国土強靱化緊急対策 事業費	△ 5, 283, 980	12月補正予算分に係る公共事業の実績減 (28,961,000 → 23,677,020)
3	国直轄事業負担金	171, 662	当初予算分に係る負担金の実績増 (9,620,000 → 9,791,662)
4	国直轄国土強靱化 緊急対策事業負担金	△ 962,600	12月補正予算分に係る負担金の実績減 (3,082,000 → 2,119,400)
(5)	災害復旧事業費	△ 5, 219, 020	災害復旧に係る当初予算編成時における枠設定分からの実績減・公共土木施設 : $\triangle 5,331,376$ (5,500,000 \rightarrow 168,624)・県単独土木施設 : $27,959$ (0 \rightarrow 27,959)・国直轄負担金 : $84,397$ (0 \rightarrow 84,397)
6	【港湾整備事業 特別会計 港湾施設管理費	△ 327, 358	港湾機能施設の更新・新設計画の工程調整による減 (2,135,349 → 1,807,991)
7	公共事業用地先行 取得事業特別会計 公債費特別会計へ 繰出	7, 488, 361	小野市場事業用地の県有環境林特別会計への 有償移管による増 (21,457 → 7,509,818)

令和4年度 条例•事件決議

令和4年度関係

第147号議案 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

下水道法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

下水道法の引用条文を改める(第47条及び第48条関係)。

3 施行期日

公布の日

第157号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区下村第5高架橋上部 工事請負契約の変更

第352回兵庫県議会において議決のあった、第124号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工 区下村第5高架橋上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区下村第5高架橋上部工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増額
1, 312, 410, 000円	1, 337, 662, 447円	25, 252, 447円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
119, 310, 000円	121, 605, 677円	2, 295, 677円

3 契約の相手方

大阪市北区中之島三丁目2番4号

IHI・横河NSエンジニアリング特別共同企業体

(代表者)

株式会社IHIインフラシステム事業戦略本部

戦略第1部

次長 寺﨑 博道

(構成員)

よこがわ

株式会社横河NSエンジニアリング大阪営業部

部長 谷中 聡久

4 変更の理由

第158号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル(仮称)建設工事(東工区)請負契約の変更

第353回兵庫県議会において議決のあった、第179号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル (仮称) 建設工事 (東工区) に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル(仮称)建設工事(東工区)

2 契約金額の変更

今回変更しようとする金	質 増 額	今回変更しようとする金額	すでに議決のあった金額
7, 196, 433, 2	0円 380, 613, 200円	7, 196, 433, 200円	6,815,820,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費	この額 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
654, 221, 2	0円 34,601,200円	654, 221, 200円	619, 620, 000円

3 契約の相手方

神戸市中央区播磨町49番地

まえだ かわしま くさかべ

前田・川嶋・日下部特別共同企業体

(代表者)

まえだ

前田建設工業株式会社神戸営業所

所長 宮地 速夫

(構成員)

かわしま

- ・株式会社川嶋建設本社 代表取締役社長 川嶋 祐紀
- ・日下部建設株式会社 代表取締役 井上 修

4 変更の理由

第159号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル(仮称)建設工事(西工区)請負契約の変更

第355回兵庫県議会において議決のあった、第137号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル (仮称) 建設工事 (西工区) に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル(仮称)建設工事(西工区)

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
6, 666, 044, 000円	6,841,514,900円	175, 470, 900円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
606, 004, 000円	621, 955, 900円	15, 951, 900円

3 契約の相手方

神戸市中央区小野柄通3丁目2番22号

(代表者)

三井住友建設株式会社神戸営業所

あおき よしみち 所長 青木 良道

(構成員)

ひろちく

・株式会社広築

代表取締役社長 中林 康

おおぎゅうぐ

• 株式会社大給組

代表取締役 大給 文子

4 変更の理由

第160号議案 一般県道松尾青野ヶ原停車場線大門橋橋梁上部工工事請負契 約の変更

だいもんばし

第356回兵庫県議会において議決のあった、第154号議案 一般県道松尾青野ヶ原停車場線大門橋 橋梁上部工工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

一般県道松尾青野ヶ原停車場線大門橋橋梁上部工工事

2 契約金額の変更

ナでに議決のあっ	た金額	今回変更しようとする金額	増額
502,	920,000円	528, 859, 100円	25, 939, 100円
ち取引に係る消費税及び	地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
45,	720,000円	48, 078, 100円	2, 358, 100円

3 契約の相手方

大阪市西区 靱 本町 1-8-2^{****}
宮地エンジニアリング株式会社関西支社 関西支社長 塚本 啓一

4 変更の理由

第161号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号AB-1 ランプ橋上部工事請負契約の変更

第357回兵庫県議会において議決のあった、第211号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工 区国道175号AB-1ランプ橋上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号AB-1ランプ橋上部工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増額
1, 023, 000, 000円	1,095,425,100円	72, 425, 100円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
93, 000, 000円	99, 584, 100円	6, 584, 100円

3 契約の相手方

神戸市中央区海岸通3番

かわだ

川田建設・日本ピーエス特別共同企業体

(代表者)

かわだ

川田建設株式会社神戸営業所

所長 竹之熊 邦志

(構成員)

株式会社日本ピーエス神戸営業所

所長 野波 秋成

4 変更の理由

第162号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号Dランプ 橋上部工事請負契約の変更

第357回兵庫県議会において議決のあった、第212号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工 区国道175号Dランプ橋上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号Dランプ橋上部工事

2 契約金額の変更

額	増	今回変更しようとする金額	すでに議決のあった金額
47, 462, 8		1, 365, 152, 800円	1, 317, 690, 000円
費税及び地方消費	うち取引に係る消費	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
4, 314, 8		124, 104, 800円	119, 790, 000円

3 契約の相手方

大阪市中央区本町4-3-9

よこがわ

横河NSエンジニアリング・日本橋梁特別共同企業体

(代表者)

上こがわ

株式会社横河NSエンジニアリング大阪営業部

大阪営業部長 谷中 聡久

(構成員)

日本橋梁株式会社大阪営業所

所長 大山 浩伸

4 変更の理由

第163号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区室山高架橋上部工事 請負契約の変更

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区室山高架橋上部工事

2 契約金額の変更

今回変更	更しようとする金額	増	額
	1, 948, 156, 100円		43, 396, 100円
うち取引に	係る消費税及び地方消費税の額 うち取引に	2係る消費	税及び地方消費税の額
	177, 105, 100円		3, 945, 100円

3 契約の相手方

神戸市中央区伊藤町119番地

ピーエス三菱・コーアツ工業特別共同企業体

(代表者)

株式会社ピーエス三菱神戸営業所

所長 小椋 博文

(構成員)

コーアツ工業株式会社神戸営業所

さまがまで はゅんいちろう 営業所長 大場 順一郎

4 変更の理由

そうさ

第164号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第2高架橋上部 工事請負契約の変更

第357回兵庫県議会において議決のあった、第214号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工 でうさ 区宗佐第2高架橋上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第2高架橋上部工事

2 契約金額の変更

いあった金額	今回変更しようとする金額	増額
539, 660, 000円	575, 973, 200円	36, 313, 200円
当費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
49,060,000円	52, 361, 200円	3, 301, 200円

3 契約の相手方

大阪市中央区本町 4 - 3 - 9 株式会社横河 N S エンジニアリング大阪営業部 大阪営業部長 谷中 聡久

4 変更の理由

しんかまや

第165号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新釜屋トンネル(仮称)建設工事 請負契約の変更

んかまや

第357回兵庫県議会において議決のあった、第215号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新釜屋トンネル (仮称) 建設工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

しんかま

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新釜屋トンネル(仮称)建設工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	頁	今回変更しようとする金額	増額
1, 390, 400, 0	00円	1, 427, 229, 100円	36, 829, 100円
うち取引に係る消費税及び地方消費	脱の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
126, 400, 0	00円	129, 748, 100円	3, 348, 100円

3 契約の相手方

神戸市中央区播磨町49番地

前田・寄神・淡路特別共同企業体

(代表者)

まえだ

前田建設工業株式会社神戸営業所

所長 宮地 速夫

(構成員)

よりがみ

- ・淡路土建株式会社神戸支店 取締役支店長 垣 智博

4 変更の理由

第166号議案 一般県道明石高砂線相生橋上部工拡幅工事請負契約の変更

第345回兵庫県議会において議決のあった、第88号議案 一般県道明石高砂線相生橋上部工拡幅工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

一般県道明石高砂線相生橋上部工拡幅工事

2 契約金額の変更

	増額	今回変更しようとする金額	すでに議決のあった金額
円	100, 423, 664	2, 311, 423, 664円	2,211,000,000円
の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
:円	9, 129, 424	210, 129, 424円	201,000,000円

3 契約の相手方

大阪市西区土佐堀一丁目3番20号

エム・エムブリッジ株式会社

西日本支店長 橋本 龍一

4 変更の理由

ひがしがわ っとがわ

<u>第167号議案</u> 二級河川東川水系津門川地下貯留管他整備工事請負契約の変 更

第351回兵庫県議会において議決のあった、第102号議案 二級河川東川水系津門川地下貯留管他 整備工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

2 契約金額の変更

銭 決のあった金額	今回変更しようとする金額	増額
8,047,600,000円	8, 630, 256, 877円	582, 656, 877円
る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
731,600,000円	784, 568, 807円	52, 968, 807円

3 契約の相手方

神戸市中央区八幡通3丁目1番19号

大豊・ソネック・田村特別共同企業体

(代表者)

だいほう

大豊建設株式会社神戸営業所

所長 柏 和成

(構成員)

・株式会社ソネック

代表取締役社長 山本 貴弘

・株式会社田村組

代表取締役 田村 勇人

4 変更の理由

第169号議案 都市計画道路国道2号線加古川橋加古川橋上部工工事請負契 約の締結

都市計画道路国道2号線加古川橋加古川橋上部工工事に係る請負契約を次のとおり締結しようと する。

工事名 1

都市計画道路国道2号線加古川橋加古川橋上部工工事

2 契約金額

2,857,800,000円

3 契約の相手方

大阪市浪速区難波中2丁目10番70号

高田・三井住友鉄構・日橋特別共同企業体

(代表者)

たかだきこう 高田機工株式会社

代表取締役 髙橋 裕

(構成員)

- ・三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社西部営業部 龍 秀毅 部長
- · 日本橋梁株式会社大阪営業所 おおやま ひろのぶ 大山 浩伸 所長
- 4 工事の概要
 - (1) 施工場所

よねだちょうせんどう 加古川市米田町船頭

(2) 工事内容

鋼橋

橋長 L=382.7m 幅員 W=6.5(14.3)m

(3) 工期

令和8年3月25日限り

- 5 入札の状況
 - (1) 入札方式

一般競争入札 (総合評価落札方式)

※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

3者(ほか調査基準価格未満1者)

(3) 最低入札金額

2,857,800,000円

(4) 最高入札金額

2,858,570,000円

第170号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区樫山高架橋上部工事 請負契約の締結

かしやま

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区樫山高架橋上部工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区樫山高架橋上部工事

2 契約金額

1, 134, 452, 000円

3 契約の相手方

神戸市中央区御幸通6丁目1番15号

日本ピーエス・川田建設特別共同企業体

(代表者)

株式会社日本ピーエス 神戸営業所

所長 野波 秋成

(構成員)

^{かわだ} 川田建設株式会社 神戸営業所

所長 竹之熊 邦志

- 4 工事の概要
 - (1) 施工場所

小野市樫山町

(2) 工事内容

コンクリート橋

橋長 L=209.0m 幅員 W=7.0(12.7)m

(3) 工期

令和6年6月28日限り

- 5 入札の状況
 - (1) 入札方式

公募型一般競争入札(総合評価落札方式)

※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

3者

(3) 最低入札金額

1, 134, 452, 000円

(4) 最高入札金額

1,135,530,000円

令和5年度 事件決議

令和5年度関係

第40号議案 流域下水道事業についての市町負担額の決定

流域下水道の管理に要する経費の一部を次のとおり市町の負担とする。

名称	市	町	名	負 担 額		
武庫川流域下水道	神	戸	市	当該年度の実維持管理費を当該市の当該年度の流入水量の		
(上流処理区)	西	宮	市	比率で按分して得た額に下水道事業債(通常分)のうち3割相		
	三	田	市	当額の償還に要する額を各市の建設事業の負担の比率により		
				按分して得た額を加えて得た額		
武庫川流域下水道	尼	崎	市	1 汚水処理経費		
(下流処理区)	西	宮	市	当該年度の計画維持管理費を計画流入水量(分流式、合流		
	伊	丹	市	式により補正)で除した額に当該市の当該年度の流入水量を		
	宝	塚	市	乗じて得た額(以下「予定負担額」という。)に、当該年度		
				の実維持管理費から各市の予定負担額合計を減じて得た額		
				を各市の予定負担額の比率により按分して得た額及び下水		
				道事業債(通常分)のうち3割相当額の償還に要する額を各		
				市の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて		
				得た額		
				2 雨水処理経費(尼崎市、西宮市、伊丹市)		
				雨水処理経費に当該市の雨水計画処理面積比を乗じて得		
				た額		
揖保川流域下水道	姫	路	市	当該年度の計画維持管理費(水質により補正)を計画流入水		
(揖保川処理区)	た	つ O	市	量で除した額に当該市町の当該年度の流入水量を乗じて得た		
	宍	粟	市	額(以下「予定負担額」という。)に、当該年度の実維持管理		
	太	子	町	費から各市町の予定負担額合計を減じて得た額を各市町の予		
				定負担額の比率により按分して得た額及び下水道事業債(通常		
				分) のうち3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の		
				負担の比率により按分して得た額を加えて得た額		
加古川流域下水道	神	戸	市	当該年度の実維持管理費を当該市の当該年度の流入水量の		
(上流処理区)	西	脇	市	比率で按分して得た額に下水道事業債(通常分)のうち3割相		
	三	木	市	当額の償還に要する額を各市の建設事業の負担の比率により		
	小	野	市	按分して得た額を加えて得た額		
	加	西	市			
	加	東	市			
加古川流域下水道		古川		1 汚水処理経費		
(下流処理区)	高	砂	市	当該年度の実維持管理費を当該市町の当該年度の流入水		
	稲	美	町	量の比率で按分して得た額に下水道事業債(通常分)のうち		
	播	磨	町	3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の負担の		
				比率により按分して得た額を加えて得た額		
	1			2 雨水処理経費(加古川市)		
猪名川流域下水道	伊	丹	市	実維持管理費に計画流量と幹線管渠の延長で算出した当該		
(原田処理区)	宝	塚一	市	市町の負担率を乗じて得た額に下水道事業債(通常分)のうち		
	Ш	西	市	3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の負担の比		
	猪	名川	町	率により按分して得た額を加えて得た額		

第57~60号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指定管理者	指 定 の 期 間							
尼崎西宮芦屋港利便機	西宮市西宮浜1丁目46番地1	令和5年4月1日から							
能付係留施設	特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序あ 令和8年3月31日								
	る利用を進める会								
	なかじょう ひろよし 理事長 中条 博義								
	〔指定理由〕								
	尼崎西宮芦屋港は、日本有数の海洋性レクリ	「エーションの盛んな地域							
	として、周辺に多くの民間マリーナが立地して	ており、当該施設の管理運							
	営にあたっては、民業圧迫とならないための配	記慮や、相互に安全な航行							
	を行うためのルールづくりなど、周辺の民間で	フリーナと共存するための							
	綿密な調整及び連携が不可欠である。								
	特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序あ	る利用を進める会は、県行							
	政に協力した放置艇対策関連事業のほか、海洋	性レクリエーションの振							
	興等に取り組んでいる特定非営利活動法人で	あり、これまでの取組を通							
	じて、周辺の民間マリーナとの間で強固な信頼	質関係を築くとともに、管							
	理運営に必要となる豊富なノウハウを蓄積し	ており、当該施設の円滑な							
	管理運営が可能な唯一の団体であると認められ	れる。							
東播磨港小型船舶係留	西宮市西宮浜1丁目46番地1	令和5年4月1日から							
施設	特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序あ	令和8年3月31日まで							
	る利用を進める会								
	理事長 中条 博義								
	〔指定理由〕								
	東播磨港は、日本有数の漁業の盛んな地域。	として、周辺に多くの漁業							
	関連施設等が立地しており、当該施設の管理が	運営にあたっては、漁業の							
	妨げとならないための配慮や、相互に安全な船	忙行を行うためのルールづ							
	くりなど、周辺の住民や漁業者など地元関係者	台と共存するための綿密な							
	調整及び連携が不可欠である。								
	特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、県行								
	政に協力した放置艇対策関連事業のほか、海洋	性レクリエーションの振							
	興等に取り組んでいる特定非営利活動法人であり、これまでの取組を通								
	じて、周辺の住民や漁業者など地元関係者との	間で強固な信頼関係を築							
	くとともに、管理運営に必要となる豊富なノリ	ウハウを蓄積しており、当							
	該施設の円滑な管理運営が可能な唯一の団体であると認められる。								

名 称	指定管理者	指定の期間						
相生港那波旅客来訪船	相生市那波南本町8番55号	令和5年4月1日から						
舶桟橋	株式会社あいおいアクアポリス	令和8年3月31日まで						
	代表取締役社長 田口 晴喜							
	〔指定理由〕							
	本施設は株式会社あいおいアクアポリスが	管理運営する道の駅あい						
	おい白龍城(ペーロンジョウ)に隣接しており)、同社が一元的に管理を						
	行い、同施設と密接に連携することにより、通	適切で効率的な管理運営が						
	期待できる。							
津名港志筑来訪船舶桟	淡路市生穂新島8番地	令和5年4月1日から						
橋	淡路市 淡路市長 門 康彦	令和8年3月31日まで						
	〔指定理由〕							
	本施設は淡路市が管理運営する津名港ターミナルビルに隣接してお							
	り、同市が一元的に管理を行い、同施設と密	接に連携することにより、						
	適切で効率的な管理運営が期待できる。							

資料3

令和5年2月27日 建設常任委員会資料

第361回兵庫県議会提出議案審査参考資料

(令和4年度関係)

令和4年度2月]補正予算 ······	2
第122号議案	令和4年度兵庫県一般会計補正予算(第4号)中 第1表 歳出関係部分	
	第2表 関係部分	
第123号議案	令和4年度兵庫県県有環境林等特別会計補正予算(第1号)中 関係部分	
第126号議案	令和4年度兵庫県営住宅事業特別会計補正予算(第1号)	
第133号議案	令和4年度兵庫県基金管理特別会計補正予算(第1号)中 関係部分	
令和4年度事件	⊧決議 ········	4
第168号議案	兵庫県立阪神北地域新設特別支援学校(仮称)本館棟外建築工事請負契約の変更	5
第171号議案	兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外建築その他工事請負契約の締結	6
第172号議案	兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外電気設備工事請負契約の締結	7
第173号議案	県営白川台住宅建築工事請負契約の締結	8
第174号議案	県営明石長坂寺住宅第3期建築工事請負契約の締結	9
第175号議案	県営宝塚山本住宅第4期建築工事請負契約の締結	10
(令和5年度関係	(*)	
令和5年度事件	F決議 ······	11
第23号議案	知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例中関係部分	12
第28号議案	使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例中関係部分	13
第34号議案	兵庫県開発審査会条例の一部を改正する条例	16
第35号議案	建築基準条例の一部を改正する条例	17

まちづくり部

令和4年度2月補正予算概要

令和4年度2月補正予算について [まちづくり部]

1 補正予算の規模

(単位:千円)

			X	分				既定予算額 A	今回補正額 B	合計 A+B
		_	般	会		計		15, 935, 601	△ 2, 321, 409	13, 614, 192
	県	有	環	境	林	事	業	52, 191	△ 1,024	51, 167
特	県	営	住	= 4	È	事	業	31, 013, 959	△ 553, 643	30, 460, 316
別会計	勤労	分者 総	念合福	a 祉施	包設	整備	事業	173, 692	0	173, 692
計	基		金		管		理	262, 692	4, 805, 115	5, 067, 807
				計				31, 502, 534	4, 250, 448	35, 752, 982
	_		合	計	_		_	47, 438, 135	1, 929, 039	49, 367, 174

2 補正予算の主なもの

(単位:千円)

	事業名	今回補正額	内容
1	公共事業費	△ 251, 427	当初予算分に係る国庫補助実績減 (2,309,000 → 2,057,573)
2	国土強靱化緊急対策 事業費	△ 168,000	12月補正予算分に係る国庫補助実績減 (338,000 → 170,000)
3	国直轄事業負担金	△ 105, 080	当初予算分に係る国庫補助実績増 (248,000 → 142,920)
4	災害復旧事業費	△ 500,000	災害復旧(公共土木施設)に係る所要額の減 (500,000 → 0)
5	「県営住宅事業 特別会計 県営住宅団地 環境改善事業費	△ 818, 824	県営住宅高層住宅耐震等改修にかかる事業費の減等 (3,722,175 → 2,903,351)
6	(基金管理特別会計) 団体基金造成費補助	3, 071, 717	県債管理基金への基金集約の解消に伴う地域創生 基金への積立による増 (7,700 → 3,079,417)

令和4年度事件決議

第168号議案 兵庫県立阪神北地域新設特別支援学校(仮称)本館棟外建築 工事請負契約の変更

第357回兵庫県議会において議決のあった、第208号議案 兵庫県立阪神北地域新設特別支援学校 (仮称) 本館棟外建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

兵庫県立阪神北地域新設特別支援学校(仮称)本館棟外建築工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増額
1,991,000,000円	2, 084, 556, 100円	93, 556, 100円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
181,000,000円	189, 505, 100円	8,505,100円

3 契約の相手方

げんばんみなみのちょう

尼崎市玄番南之町4番地

からたに かわみ

柄谷·川見特別共同企業体

(代表者)

からたに

株式会社柄谷工務店

取締役社長 柄谷 順一郎

(構成員)

かわな

株式会社川見建設

かわみ としゆき

代表取締役 川見 敏之

4 変更の理由

第171号議案 兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外建築その他工事請負 契約の締結

兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外建築その他工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外建築その他工事

2 契約金額

2,911,700,000円

3 契約の相手方

高砂市曽根町2257番地の1

たんなん りゅう ソネック・但南・ 立 特別共同企業体

(代表者)

株式会社ソネック

代表取締役社長 山本 貴弘

(構成員)

たんなん

- ・但南建設株式会社 代表取締役 衣川 義弘
- ・ 立 建設株式会社 代表取締役 井上 浩二
- 4 工事の概要
 - (1) 施工場所

西宮市田近野町1番21

(2) 工事内容

本館棟建築工事鉄筋コンクリート造5階建、塔屋1階延べ面積12,565.36 m²屋外倉庫建築工事鉄骨造平屋建延べ面積26.23 m²

屋外付带工事舗装工事、雨水排水工事他一式

校舎棟(A棟)外13棟解体撤去工事

屋外付带施設 解体撤去工事

(3) 工期

令和7年3月31日限り

- 5 入札の状況
 - (1) 入札方式

一般競争入札 (価格競争方式)

(2) 入札参加者数

4者

(3) 最低入札金額

2,911,700,000円

(4) 最高入札金額

3,570,600,000円

第172号議案 兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外電気設備工事請負契 約の締結

兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外電気設備工事に係る請負契約を次のとおり締結しようと する。

1 工事名

兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外電気設備工事

2 契約金額

577, 500, 000円

3 契約の相手方

神戸市中央区港島中町7丁目4番3

めいわ とうよう

明和·東洋特別共同企業体

(代表者)

サンドングル田和丁敦

株式会社明和工務店

代表取締役社長 松本 章

(構成員)

とうよう

東洋電気工事株式会社

代表取締役 合田 吉伸

- 4 工事の概要
 - (1) 施工場所

西宮市田近野町1番21

(2) 工事内容

兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外建築工事に係る電気設備(受変電、電力、放送設備外)工事

本館棟 鉄筋コンクリート造5階建、塔屋1階 延べ面積12,565.36 ㎡ 屋外倉庫 鉄骨造1階建 延べ面積 26.23 ㎡

(3) 工期

令和7年1月31日限り

- 5 入札の状況
 - (1) 入札方式

公募型一般競争入札 (価格競争方式)

(2) 入札参加者数

7者

(3) 最低入札金額

512, 380, 000円

(4) 最高入札金額

590,700,000円

しらかわだい

第173号議案 県営白川台住宅建築工事請負契約の締結

県営白川台住宅建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

しらかわだい 県営白川台住宅建築工事

- 2 契約金額
 - 1,254,308,000円
- 3 契約の相手方

神戸市兵庫区水木通四丁目1番1号 **** 岡工務店・和以貴建設特別共同企業体 (代表者)

株式会社岡工務店 代表取締役 岡 榮治

(構成員)

和以貴建設株式会社 代表取締役社長 来住 周 亮

- 4 工事の概要
- (1) 施工場所

神戸市須磨区白川台

(2) 工事内容

住棟 鉄筋コンクリート造 10階建 1棟 延べ面積 6,141.21 ㎡

(3) 工期

令和6年3月31日限り

- 5 入札の状況
 - (1) 入札方式

公募型一般競争入礼 (価格競争方式)

(2) 入札参加者数

3者

(3) 最低入札金額

1,254,308,000円

(4) 最高入札金額

1,347,500,000円

第174号議案 県営明石長坂寺住宅第3期建築工事請負契約の締結

ちょうはんじ

県営明石長坂寺住宅第3期建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

馬営明石長坂寺住宅第3期建築工事

2 契約金額

2,068,000,000円

3 契約の相手方

神戸市西区大津和一丁目6番地の2 関西・淡路特別共同企業体

(代表者)

関西建設工業株式会社

代表取締役 平岡 勇介

(構成員)

淡路土建株式会社 神戸支店

取締役支店長 垣 智博

- 4 工事の概要
 - (1) 施工場所

うおずみちょうちょうはんじ 明石市魚住町長坂寺

(2) 工事内容

住棟 鉄筋コンクリート造 9階建 1棟 延べ面積 8,846.73 ㎡

(3) 工期

令和7年3月31日限り

- 5 入札の状況
 - (1) 入札方式

公募型一般競争入札 (価格競争方式)

(2) 入札参加者数

1者

(3) 入札金額

2,068,000,000円

第175号議案 県営宝塚山本住宅第4期建築工事請負契約の締結

県営宝塚山本住宅第4期建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

県営宝塚山本住宅第4期建築工事

2 契約金額

1,290,300,000円

3 契約の相手方

- 4 工事の概要
 - (1) 施工場所

宝塚市山本丸橋

(2) 工事内容

住棟 鉄筋コンクリート造 9階建 1棟 延べ面積 5,905.39 ㎡

(3) 工期

令和7年1月31日限り

- 5 入札の状況
 - (1) 入札方式

公募型一般競争入礼 (価格競争方式)

(2) 入札参加者数

9者

(3) 最低入札金額

1,210,000,000円

(4) 最高入札金額

1,485,000,000円

令和5年度条例関係

第23号議案 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例 の一部を改正する条例

1 制定の理由

宅地造成等規制法の一部改正により、宅地造成工事規制区域の指定制度が廃止され、宅地造成 工事等規制区域及び特定盛土等規制区域の指定制度が創設されるとともに、既に指定がされてい る宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制については、一定の期間、改 正前の宅地造成等規制法の規定が適用されること等に伴い、所要の整備を行うため、この条例を 制定しようとする。

2 制定の概要

宅地造成等規制法等に基づく事務(本則の表40の部関係)

- (1) 次に掲げる事務を伊丹市が処理することとする旨の規定を削除する。
 - ア 宅地造成工事規制区域の指定等に関する事務
 - イ 宅地造成工事規制区域の指定のための測量又は調査等に関する事務
 - ウ イの測量又は調査等により生じた損失補償等に関する事務
 - エ 造成宅地防災区域の指定等に関する事務
- (2) 造成宅地防災区域内における災害の防止のための勧告等に関する事務を、伊丹市、川西市及び三田市が処理することとする旨の規定を削除する。
- (3) 引用する宅地造成等規制法の字句を宅地造成等規制法の一部を改正する法律の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法の字句に改める等規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年5月26日

第28号議案 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正
 - ア 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を 行う。
 - イ 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則及び低炭素建築物新築等計画の認定に係る基準の一部改正により、一戸建ての住宅以外の建築物の住戸の部分に係る新築等計画の申請区分が廃止されること等に伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行う。
 - ウ 建築基準法の一部改正に伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行う。
 - (ア) 住宅又は老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等について、国土交通省令で定める基準に適合する場合には建築審査会の同意を不要とする手続の合理化が行われ、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、容積率の制限を緩和できるとされることに伴い、当該認定の申請に係る手数料について所要の整備を行う。
 - (イ) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域において再生可能 エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根等に関する工事を行う建築物に ついて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認める場合には、建築 審査会の同意を得て、知事が許可することで、当該地域に関する都市計画において定めら れる建築物の高さの限度を超えることができるとされることに伴い、当該許可の申請に係 る手数料について所要の整備を行う。
 - (ウ) 高度地区内において再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のために必要な屋根等に関する工事を行う建築物について、市街地の環境を害するおそれがないと認める場合には、建築審査会の同意を得て、知事が許可することで、高度地区に関する都市計画において定められた建築物の高さの最高限度を超えることができるとされることに伴い、当該許可の申請に係る手数料について所要の整備を行う。
 - エ 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を踏まえ、改正前の宅地造成等規制法に関する手数料について所要の整備を行う。
 - オ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により、建築物エネルギー消費 性能向上計画の認定において同省令で定める基準が追加されたことに伴い、当該申請に係る 手数料について所要の整備を行う。
- (2) 兵庫県立都市公園条例の一部改正

利用者の需要の変化に応じた施設の更新を図るため、兵庫県立播磨中央公園の野外ステージを撤去したことに伴い、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正
 - ア 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に関する手数料 同法の引用条文を改める(別表第4関係)。
 - イ 都市の低炭素化の促進に関する法律に関する手数料
 - (ア) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料のうち、一戸建ての住宅以外の建築物の住戸の 部分に係る新築等計画である場合の手数料を廃止する(別表第4関係)。
 - (イ) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料のうち、一戸建ての住宅以外の建築物に係る新築等計画である場合の住宅部分に係る手数料について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に規定する国土交通大臣が定める基準による場合の手数料を新設する(別表第4関係)。

	建築	金 額		
共同住宅			300㎡未満	38,000円
	300 m²	\sim	2,000㎡未満	66,000円
	2, 000 m ²	\sim	5,000㎡未満	125,000円
	5, 000 m²	\sim	10,000㎡未満	178,000円
	10, 000 m²	~	25,000㎡未満	322,000円
	25, 000 m ²	\sim	50,000㎡未満	520,000円
	50, 000 m² 📙	上		915,000円

- (ウ) その他所要の整備を行う(別表第4関係)。
- ウ 建築基準法に関する手数料

建築基準法に関する手数料として、次のとおり追加する等規定の整備を行う(別表第4関係)。

	事務の区分	金額
(ア) 建築物の容積率の特例認	法第52条第6項第3号の規定に基づく建	27,000 円
定申請手数料	築物の容積率に関する特例の認定の申請	
	に対する審査	
(イ) 建築物の高さの許可申請	法第55条第3項又は第4項各号の規定に	160,000円
手数料	基づく建築物の高さの許可の申請に対す	
	る審査	
(ウ) 高度地区内における建築	法第58条第2項の規定に基づく高度地区	
物の高さの特例許可申請手	内における建築物の高さに関する特例の	
数料	許可の申請に対する審査	

- エ 改正前の宅地造成等規制法に関する手数料
 - (ア) 宅地造成等規制法に関する手数料の事務の区分のうち、宅地造成等規制法を削除し、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法を追加する(別表第4関係)。
 - (イ) 住宅地造成事業に関する法律に関する手数料の備考1のうち、宅地造成等規制法を削除 し、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定に よりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法を追加する (別表第4関係)。
- オ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する手数料
 - (ア) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に対する申請手数料を新設する(別表第4関係)。

	建築物の)延べ面積	金額
一戸建ての		200㎡未満	20,000円
住宅	200㎡以上		22,000円
その他		300㎡未満	37,000円
	300 m² ∼	2,000㎡未満	66,000円
	$2,000\mathrm{m}^2$ \sim	5,000㎡未満	126,000円
	5, 000 m² ∼	10,000㎡未満	181,000円
	$10,000\mathrm{m}^2$ ~	25,000㎡未満	328,000円
	25, 000 m² ∼	50,000㎡未満	533,000円
	50,000㎡以上		940,000円

- (イ) その他所要の整備を行う(別表第4関係)。
- (2) 兵庫県立都市公園条例の一部改正

兵庫県立播磨中央公園の野外ステージ及び付属設備の利用料金に係る手数料を廃止する(別表第3関係)。

3 施行期日

公布の日。ただし、2(1)ウは令和5年4月1日、2(1)工は令和5年5月26日とする。

第34号議案 兵庫県開発審査会条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

宅地造成等規制法の一部改正により、特定盛土等規制区域の指定制度が創設されること等に伴い、兵庫県開発審査会の所掌事務に特定盛土等規制区域の指定に関することを加える等所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

- (1) 兵庫県開発審査会の所掌事務について、宅地造成工事規制区域の指定に関する事務を削除し、 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定に関する事務を追加する(第2条関係)。
- (2) 引用する宅地造成等規制法の題名を改める等規定の整備を行う(第2条関係)。

3 施行期日

令和5年5月26日

第35号議案 建築基準条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 建築基準条例(以下「条例」という。)は、建築基準法(以下「法」という。)及び法に基づく 命令の規定が定める建築物の敷地、構造、高さ及び建築設備並びに建築物又はその敷地と道路 との関係の基準について、安全上、防火上及び衛生上必要な基準を付加している。
- (2) 法の一部改正により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可(以下「一団地認定等」という。)の対象に大規模の修繕又は大規模の模様替(以下「大規模修繕等」という。)をする建築物が追加されることに伴い、条例で付加する基準(以下「付加基準」という。)の特例の対象についても大規模修繕等をする建築物を追加する等所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

- (1) 一団地を一の敷地とみなして建築物の敷地と道路の関係に関する付加基準を適用する建築物に、一団地認定等を受けた大規模修繕等をする建築物を追加する(第27条の6関係)。
- (2) その他規定の整備を行う(第27条の6関係)。

3 施行期日

令和5年4月1日